

学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	特徴	該当感染症
第一種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)
第二種	飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症	インフルエンザ、百日咳、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎 菌性髄膜炎
第三種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性のある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

出席停止期間の基準

分類		停止期間
第一種		治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の席が消失するまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するま

		で
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘	全身の発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が後退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性脊髄炎	病状により学校医等において感染の恐れがないとみとめるまで
第三種		医師が伝染の恐れがないと認めるまで